

# 児童会・生徒会活動

指導・活動 WG

教育委員会 指導参事（素案）

# Ⅰ 砂川市義務教育学校 生徒指導・児童生徒活動基本計画

## 1 児童生徒会活動に関わる基本的な考え方

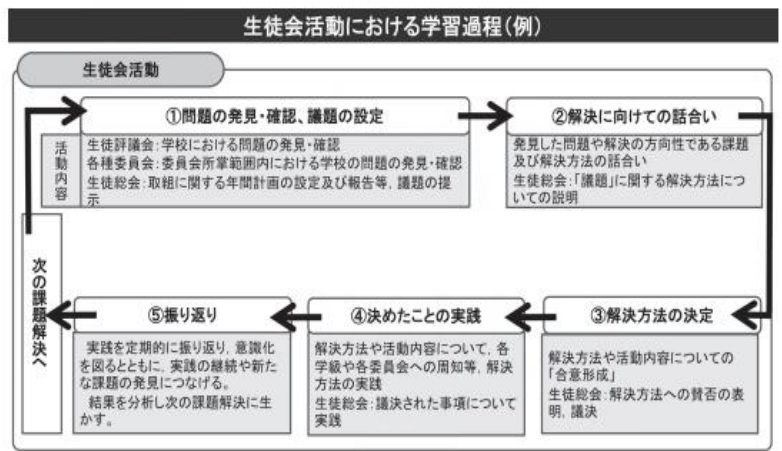
### (1) 目標

「学習指導要領」において、児童会・生徒会活動の目標については、次のとおりとされている。

異年齢の児童（生徒）同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

児童生徒会活動は、全校の児童生徒をもって組織する児童生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、児童生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。児童生徒会活動は学年、学級を越えて全ての児童生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の児童生徒同士で協力したり、よりよく交流したり、協働して目標の実現をしたりしようとする活動である。

「学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組む」とは、児童生徒会活動の基本的な学習過程（※）を示したものである。学校全体の生活をよりよくするために、集団生活や人間関係などの諸問題から課題を見だし、児童生徒会活動の様々な場面で話し合っ計画を立て役割を分担し、その解決に向けて自分の役割や責任を果たすなど自発的、自治的に取り組むことを示している。



（※）中学校学習指導要領特別活動編  
（平成 29 年告示）

### (2) 児童生徒会活動を通じて育成を目指す資質・能力

「学習指導要領」において、児童生徒会活動を通じて育成を目指す資質・能力については、次のことが例示されている。

ア 児童生徒会やその中に置かれる委員会などの異年齢により構成される自治的組織における活動の意義について理解するとともに、その活動のために必要なことを理解し行動の仕方を身に付けるようにする。

■ 主体性（学びに向かう力、人間性等）

イ 児童生徒会において、学校全体の生活をよりよくするための課題を見だし、その解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したり、人間関係をよりよく形成したりすることができる

ようにする。

■コミュニケーション能力（思考力・判断力・表現力等）

ウ 自治的な集団における活動を通して身に付けたことを生かして、多様な他者と協働し、学校や地域社会における生活をよりよくしようとする態度を養う。

■キャリア形成力（学びに向かう力、人間性等）

なお、児童生徒会活動で育成する資質・能力は、高等学校における生徒会活動において、さらに学校卒業後は、地域社会の自治的な活動の中で生かされ、さらに育まれていくものである。そこで、義務教育学校における児童生徒会活動においては、発達段階を踏まえながら、よりよく児童生徒の資質・能力を育成することができるように指導することが大切である。

### （3）内容

児童生徒会活動の内容については、学習指導要領第6章の第2〔児童会活動〕の2「内容」及び、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の2「内容」で、それぞれ次のとおり示されている。

1の資質・能力を育成するため、学校の全児童（生徒）をもって組織する児童（生徒）会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

ア 児童生徒会の組織づくりと活動の計画や運営

児童生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

イ 異年齢集団による交流

児童生徒会が計画や運営を行う集会等の活動において、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図ること。

ウ 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、児童（生徒）会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること。

エ ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

## 2 児童生徒会・委員会体制

これまでは、一般的に、小学校では5年生以上で「児童会役員」が、中学校では2年生以上で「生徒会役員」が選挙によって選出され、概ね半年の任期で、児童会や生徒会の諸活動や学校行事の先頭にたって、活動をリードしてきました。

児童生徒会活動は、子供たち自身が、自分たちの生活を見つめ直し、課題を見つけ、それをどのようにしたら改善・解決できるか試行錯誤しながら、仲間たちと話し合いなどを通して納得解を探していく活動であり、そうした力は、子供たちが大人になった際に間違いなく求められる能力といえます。

さらに、様々な課題や困難を仲間と力を合わせ乗り越えたり、解決したり、行事の企画・推進をやり遂げたりする経験を通して、自己肯定感や自己有能感、自己有用感を高めたり、仲間との絆を深めたりすることができる貴重な機会でもあります。

ただ、義務教育学校は1年生から9年生までが一堂に会して学校生活を送ることになる場であり、あわせて、これまで同様の「前期課程」と「後期課程」という2つの区切りだけではなく、3つのステージの区切りもあることから、その両方での活動をカバーしうるリーダーの育成を進める必要があります。

そのことから、本市の義務教育学校においては、**6年生～9年生までの4学年による児童生徒会役員**の構成とし、**5年生以上の委員会所属体制**をとることとします。

### 3 市内各学校の委員会及び児童・生徒会役員体制（現状）

#### (1) 児童・生徒会役員

砂川小学校	豊沼小学校	中央小学校	空知太小学校	北光小学校	砂川中学校
会長 6年	会長 6年	会長 6年	会長 6年	会長 6年	会長
副会長 6年	副会長 6年	副会長 6年	副会長 6年	副会長 5年	副会長
副会長 5年	副会長 5年	副会長 5年	副会長 5年	書記 6年	副会長
書記 6年	書記 5年	書記 6年	書記 6年		書記長
書記 5年	書記 4年	書記 5年	書記 5年		書記次長
		(書記4年)			生活委員長
					文化委員長
					保体委員長
					歌声委員長
					図書委員長
					放送委員長

#### (2) 各委員会

砂川小学校	豊沼小学校	中央小学校	空知太小学校	北光小学校	砂川中学校
代表委員会	代表委員会		代表委員会	代表委員会	
生活委員会		生活委員会	生活委員会	生活委員会	生活委員会
整備委員会	保健美化委員会	保健委員会	保健委員会		文化委員会
保体委員会	体育委員会	体育委員会	体育委員会		保体委員会
給食委員会					歌声委員会
図書委員会	図書委員会	文化委員会	図書委員会	図書委員会	図書委員会
放送委員会	放送委員会	放送委員会	放送委員会	放送委員会	放送委員会
選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会

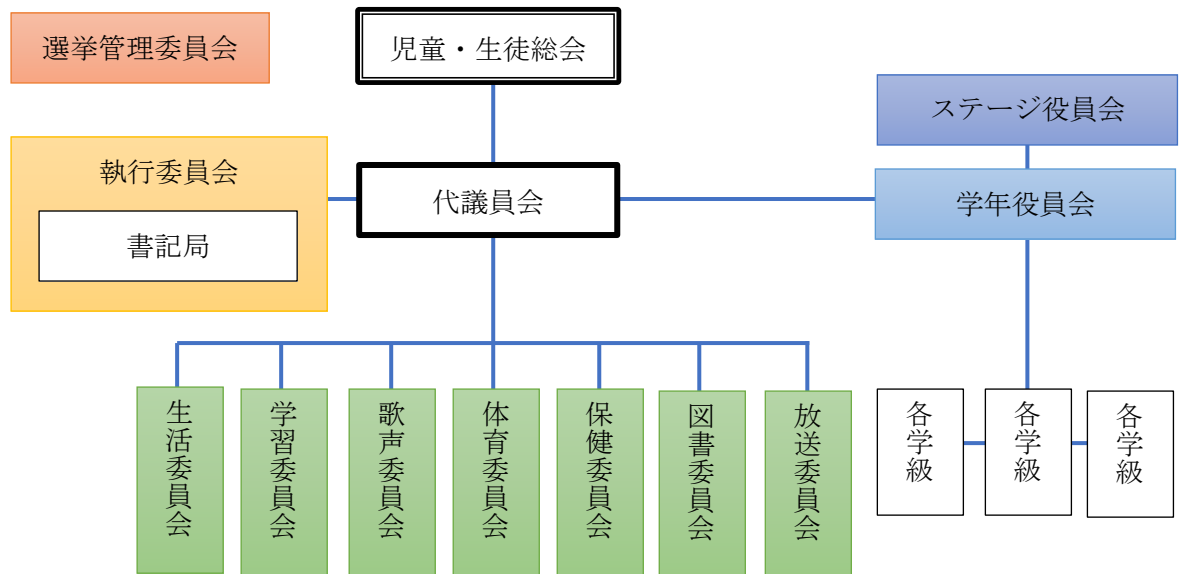
(3) 学級役員

砂川小学校	豊沼小学校	中央小学校	空知太小学校	北光小学校	砂川中学校
学級委員会					代議員会
学級委員長	学級委員長	学級委員長	学級委員長	学級委員長	学級委員長
学級副委員長	学級副委員長	学級副委員長	学級副委員長	学級副委員長	学級副委員長
学級書記	学級書記	学級書記	学級書記	学級書記	学級書記

4 児童・生徒会組織及び役員体制

(1) 児童・生徒会組織

ア 組織図



イ 構成

- ① 児童生徒会書記局：以下により構成する（9名）
  - ・児童生徒会長（1名）・・・児童・生徒会を代表し、会務執行の責任者となる。
  - ・児童生徒会副会長（3名）・・・会長を補佐し、会長に事故等のある時は、これを代行する。
  - ・児童生徒会書記長（1名）・・・この会の運営及び事務処理を担当する。
  - ・児童生徒会書記次長（2名）・・・書記長を補佐し、事務処理及び会計を担当する。
  - ・児童生徒会書記（2名）・・・この会の運営に関わる各種記録に努め、これを整備する。
- ② 執行委員：書記局及び各委員会委員長で構成する（16名）
- ③ 代議員：執行委員及びステージ役員で構成する（30名程度）
- ④ ステージ役員：学年委員長で構成する（5～10名程度）
- ⑤ 学年役員：学級役員で構成する（4～6名程度）
- ⑥ 各委員会：生活・学習・歌声・体育・保健・図書・放送の7委員会とし、5年生以上の各学級から選出の委員によって構成する。（14名程度）
- ⑦ 選挙管理委員：この会の役員選挙を所管し、5年生以上の各学級から選出の委員によって構成する。（14名程度）

## 5 児童生徒会書記局及び各委員会委員長、学級役員の人数及び任期

### (1) 児童生徒会書記局

- ア 児童・生徒会長（1名）・・・9年生から1名とする。
- イ 児童・生徒会副会長（3名）・・・8・7・6年生からそれぞれ1名ずつとする。
- ウ 児童・生徒会書記長（1名）・・・9年生から1名とする。
- エ 児童・生徒会書記次長（2名）・・・8・7年生からそれぞれ1名ずつとする。
- オ 児童・生徒会書記（2名）・・・8・6年生からそれぞれ1名ずつとする。
- カ 任期は、前期（4～9月）、後期（10～3月）とする。
- キ **後期については、書記局を4～8年生からそれぞれ選出する。**

### (2) 各委員会

- ア 各委員長は、9年生からそれぞれ1名ずつとする。
- イ 各委員は、5年生以上の学級からそれぞれ1名を選出する。
- ウ 任期は、前期（4～9月）、後期（10～3月）とする。
- エ **後期については、各委員長を8年生から選出する。**

### (3) 学級役員

- ア 各学級は役員として、学級委員長及び学級副委員長をそれぞれ1名ずつ選出する。
- イ その他の役職は、学年で統一したものを設定してよいこととする。
- ウ 任期は、前期（4～9月）、後期（10～3月）とする。

### (4) 選挙管理委員

- ア 5年生以上の各学級から1名を選出する。
- イ **任期は通年とする。（半期？）**

## 6 各組織の活動

- (1) 児童生徒総会：すべての会員によって構成される、会の最高決議機関であり、会長が招集する。
  - ：定期総会は、年2回開催し、活動計画及び予算、活動反省及び決算、会則の改正、その他重要な事項について審議し、決定・承認する。
  - ：臨時総会は、会長または代議員会が必要と認めるときに開くことができる。
- (2) 代議員会：学年間の情報交流に努め、全校的な課題について協議を行う。
- (3) 書記局会議：児童生徒会活動全般の企画・立案を行う。
  - ：生徒会広報誌の作成・発行を行う。
- (4) 執行委員会：児童生徒総会・代議員会・全校集会の企画・運営を行う。
- (5) ステージ役員会：ステージ内の情報交流に努め、ステージの諸課題について協議を行う。
- (6) 学年役員会：学級間の情報交流に努め、学年の諸課題について協議を行う。

## 7 各委員会の活動

- (1) 生活委員会：「校内生活」に関わる啓発・啓蒙
  - ：「あいさつ運動」に関わる取組の企画・推進
  - ：「校則」の見直し・検討
  - ：「いじめ根絶集会」の企画・推進
- (2) 学習委員会：「家庭学習チャレンジ週間」に関わる啓発・啓蒙
  - ：「定期テスト」対策に関わる取組・広報
  - ：「学級新聞」作成に関わる取組の企画・推進
  - ：「学習規律」に関わる啓発・啓蒙
- (3) 歌声委員会：「歌声活動」の企画・運営
  - ：「合唱コンクール」に関わる取組の企画・推進
- (4) 体育委員会：「体育的行事」に関わる取組の運営
  - ：「レクリエーション活動」に関わる取組の企画・推進
- (5) 保健委員会：「清掃活動」に関わる取組の企画・推進
  - ：「保健衛生」に関わる啓発・啓蒙
- (6) 図書委員会：「図書コーナー」の管理・運営
  - ：「読書活動」に関わる啓発・啓蒙
- (7) 放送委員会：「校内放送」に関わる取組の企画・推進
  - ：「各種行事」における放送業務
- (8) 選挙管理委員会：「児童生徒会役員選挙」に関わる取組の企画・推進